

川崎市消防局警防用資器材管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、警防規程（平成28年消防局訓令第3号）第17条及び消防署執務規程（平成14年消防局訓令第19号）第9条に基づき、警防用資器材の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警防用資器材 消防隊員・特別高度救助隊員・特別救助隊員が警防活動に使用する全ての資器材をいう。
- (2) 警防資器材 警防用資器材のうち別表1に掲げる資器材をいう。
- (3) 救助資器材 警防用資器材のうち、救助活動に使用する別表2に掲げる資器材をいう。
- (4) 原子力災害対応資器材 警防用資器材のうち、原子力災害の対応に使用する別表3に掲げる資器材をいう。
- (5) 身体保護用資器材 警防用資器材のうち、警防活動に従事する職員の身体を保護するために使用する別表4に掲げる資器材をいう。
- (6) 高圧ガス容器 警防用資器材のうち、空気呼吸器又は酸素呼吸器等に使用する別表5に掲げる容器をいう。

(管理責任者等)

第3条 消防署に管理責任者を置き、消防署長をもって充てる。

2 消防署に副管理責任者を置き、担当課長（警防統括担当）をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は、消防署及び出張所（以下「消防署等」という。）に配置されている警防用資器材の管理を統括する。

2 副管理責任者は、管理責任者を補助する。

(保管責任者等)

第5条 消防署に保管責任者を置き、警防課長をもって充てる。

2 消防署等に副保管責任者を置き、警防係長及び調査係長並びに出張所長をもって充てる。

(保管責任者等の責務)

第6条 保管責任者は消防署等に配置されている警防用資器材を警防用資器材管理状況表（第1号様式及び第1号様式の2）により、適正に管理する。

2 副保管責任者は、保管責任者を補助する。

(管理)

第7条 保管責任者及び副保管責任者は、警防用資器材管理状況表に記入する資器材のうち、次の各号に定める資器材の管理を徹底しなければならない。

(1) 保管責任者 全ての警防用資器材。

(2) 副保管責任者（警防係長） 警防資器材及び救助資器材。

(3) 副保管責任者（調査係長） 原子力災害対応資器材及び身体保護用資器材並びに高圧ガス容器。

(4) 副保管責任者（出張所長） 出張所に配置されている全ての警防用資器材。

2 管理責任者は、別表にない警防用資器材がある場合は、管理品目として記入することができるものとする。

3 警防用資器材に増減が生じた場合は、その都度警防用資器材管理状況表を修正し、備考欄に理由を記載するものとする。

(点検)

第8条 警防用資器材の点検は、次の各号に定めるところにより行わなければ

ばならない。

(1) 日常点検

当直員は、引継ぎ交代後及び使用後、警防用資器材の外観及び機能点検等を実施し、常に使用可能な状態にするものとする。

(2) 定期点検

保管責任者は、毎月 1 回警防用資器材の保守点検を実施するものとし、警防用資器材管理状況表により数量を確認し、及びその異常の有無を警防資器材点検記録表（第 2 号様式）に、異常等が認められた場合は警防用資器材不具合一覧表（第 2 号様式の 2）に記録し、各副保管責任者及び副管理責任者の承認を受けるものとする。

(3) 法定点検

法令に基づく点検を必要とする警防用資器材については、所管課により業務委託する点検業者に、法定点検を実施させるものとする。

(4) 年次点検

保管責任者は、次の警防用資器材について、年次点検を実施するものとする。

ア 消防用ホース（9 月）

イ 身体保護用資器材（法定点検を実施する資器材及び防火衣・防火帽を除く）（9 月）

ウ ガス検知器（1 月）

業者による点検等を必要とするものについては、所管課により業務委託する点検業者に、年次点検を実施させるものとし、必要としないものについては、配置所属において点検等を実施するものとする。

(5) 緊急点検

上記の点検以外で、緊急に点検を実施する必要があるときに実施するも

のとする。

(報告)

第9条 管理責任者は、毎年3月末日現在の管理状況を警防用資器材管理状況表（第1号様式）により、同年4月末日までに消防局長あて報告しなければならない。

2 管理責任者は、災害等により消火薬剤等を使用した場合は消火薬剤使用状況報告書（第3号様式）により、消防局長あて報告しなければならない。

3 保管責任者は、年次点検の実施結果を年次点検実施結果報告書（第4号様式）により、管理責任者あて報告しなければならない。

(修理申請等)

第10条 警防用資器材の修理又は警防活動で使用する消耗品（「川崎市物品会計規則」第6条に規定する消耗品）については、修理・消耗品申請書（第5号様式）により、消防局長あて申請をするものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

「警防用資器材管理狀況表」

(警防・救助・原子力・身体)

[illegible]

(第1号様式の2)

(高圧ガス容器)

[illegible]

警防用資器材点検記録表

(第2号様式)

(〇〇署)

[illegible]

※ 点検時に不具合等を確認した場合は第2号様式の2に経過等を残すこと。

警防用資器材不具合一覽表

(第2号様式の2)

[illegible]

(第3号様式)

消防局長様		第 年	月	号 日
		署長		
消火薬剤使用状況報告書				
使 用 年 月 日		年 月 日		
使 用 状 況				
使 用 車 両 等				
使 用 薬 剤 の 種 類				
使 用 量		(リットル・缶)		
そ の 他				
備 考				

(第4号様式)

川消 第 号
年 月 日

管理責任者様

保管責任者

年次点検実施結果について（報告）

川崎市消防局警防用資器材管理要綱第9条に基づく、当署における年次点検実施結果を、次のとおり報告します。

消防用ホース

	署		出張所		出張所		出張所		出張所		出張所	
口径（ミリ）												
配置数												
耐圧												
漏水												
洗浄												
修理等												
廃棄												
文字記入												
使用可能 ホース数												

身体保護用資器材

資器材 名称								
配置数								
外観点検								
機能点検								
要修理								
廃棄								
文字記入								
使用可能 保護具数								

(第5号様式)

消防局長様			第 年	月	号 日
			署長		
修理・消耗品申請書					
品名等	(品名・メーカー・製造番号・使用車両)				
配置年月／経過年数	配置年月	年	月	経過年数	年経過
故障・使用月日					
修理箇所					
経過及び状況					
備考					

※ 破損等がある場合は、状況写真を添付すること

警防資器材（別表１）

放水器具一式	筒先、ノズル（ ）、ガンタイプ噴霧ノズル、ターレット、消防用ホース（ ミリ/ メートル）、ポータブルC A F S、小型動力ポンプ等
発泡器具一式	発泡器（ 型）、ラインプロポショナー（ 型）、放ロプロ等
保安器具一式	空気呼吸器、安全帯、化学防護服等
測定器具一式	ガス検知器等
破壊器具一式	とび口、金てこ、ボトルクリッパー、大ハンマー・掛谷、エンジンカッター、剣先スコップ、のこぎり、つるはし等
その他の資機材	組立水槽、オイルフェンス、携帯拡声器、携帯投光器、携帯無線機、はしご（ メートル）、サルベージシート等

救助資器材（別表２）

省令別表第１（身体保護用資器材及び高压ガス容器を除く）					
一般救助用器具	かぎ付はしご	破壊用器具	万能斧	水難救助用器具	潜水器具一式※
	三連はしご		ハンマー		流水救助器具一式※
	金属製折りたたみはしご又はワザはしご		携帯用コンクリート破壊器具		救命胴衣※
	空気式救助マット	検知・測定用器具	●生物剤検知器※※※		水中投光器※
	救命索発射銃		●化学剤検知器※※※		救命浮環※
	サバイバルリング又は救助用縛帯		可燃性ガス測定器		浮標※
	平担架		有毒ガス測定器※※		救命ボート※
	ロープ		酸素濃度測定器※※		船外機※
	カラビナ		放射線測定器※※		水中スクーター※
	滑車	呼吸保護用器具	空気呼吸器		水中無線機※
重量物排除用器具	油圧ジャッキ				水中時計※
	油圧スプレッダー				水中テレビカメラ※
	可搬ウィンチ	隊員保護用器具	革手袋	山岳救助用器具	登山器具一式※
	ワイヤロープ		安全帯		バスケット担架※
	マンホール救助器具		防塵メガネ	その他の救助用器具	投光器一式
	救助用簡易起重機※		携帯警報機		携帯投光器
切断用器具	油圧切断機	検索用器具	防毒マスク		携帯拡声器
	エンジンカッター		簡易画像探索機※※		携帯無線機
	ガス溶断機				応急処置用セット
	チェーンソー	除染用器具	●除染シャワー※※		車両移動器具※
	鉄線カッター		●除染剤散布器※※		その他の携帯救助工具

省令別表第2（身体保護用資器材を除く）					
重量物排除用器具	マット型空気ジャッキ一式	破壊用器具	削岩機	隊員保護用器具	特殊ヘルメット※
	大型油圧スプレッダー				
	救助用支柱器具※		ハンマドリル		
	チェーンブロック※				
切断用器具	空気鋸	呼吸保護用器具	酸素呼吸器	その他の救助用器具	緩降機
	大型油圧切断機		簡易呼吸器		ロープ登降機
	空気切断機		防塵マスク		救助用降下機※
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※		送排風機		発電機
			エアラインマスク※		

省令別表第3（高度救助用器具）			
高度救助用資機材	画像探索機	熱画像直視装置	地震警報機
	地中音響探知機	夜間用暗視装置	
高度探査装置	電磁波探査装置※	二酸化炭素探査装置※	水中探査装置※
	検知型遠隔操作装置※※		

原子力災害対応資器材（別表3）

放射能測定器（ ）	環境放射線測定サーベメータ	中性子線測定サーベメータ
警報付ポケット線量計		

身体保護用資器材（別表4）

耐電手袋	耐熱服※	耐電ズボン
化学防護服※※	放射線防護服※※	耐電長靴
●陽圧式化学防護服※※	耐電衣	

高圧ガス容器（別表5）

空気ボンベ（一般複合容器）	酸素ボンベ（一般継目なし容器）	水中用空気ボンベ（アルミニウム合金製スクーパ用継目なし容器等）
---------------	-----------------	---------------------------------

省令とは、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）」をいう。
省令別表第3を除く

●印のものは、「テロ対策用特殊救助資器材」を構成する救助器具等である。

※印のものは、地域実情に応じて備えるものとする。

※※印のものは特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域実情に応じて備えるものとする。

※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

省令別表第3

※印のものは、高度救助隊については、地域実情に応じて備えるものとする。

※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。